２　建築物の耐震化を進めるための取組

⑴　耐震化促進に向けた基本的な取組方針

①耐震化の課題

○耐震化を促進するにあたっての主な課題

【民間建築物】

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者 1 人ひとりが、居住者の生命の安全確保はもちろんではあるが、地域防災対策を「自らの問題、地域の問題」としてとらえ、意識して取り組むことが不可欠である。

市は、こうした民間建築物の所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修工事を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じるなど、耐震改修工事促進の阻害要因をきめ細かく解決していくことを基本的な取組方針とする。

【阻害要因となっている課題】

・精密診断の費用負担
・市民が精密診断を誰に依頼したらよいかよくわからない
・耐震改修費の負担問題
・耐震改修時の仮住まいの問題

【公共建築物】

京丹後市の市有施設の耐震診断未実施棟数は、学校関係で70棟（全体の 56.5%）、その他公共施設で 722 棟（38.9%）であり、耐震診断費用だけでも多額の費用が必要となることも、市内全体の耐震診断の実施率が向上しない一因と考えられる。

②基本的な取組方針

○耐震化を促進するにあたっての主な取組方針

【民間建築物】

市民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について、普及啓発活動を積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修工事の促進を図る。

《啓発例》

① 広報紙（広報きょうたんご）による啓発
② イベント時の住宅相談会等の啓発活動
③ 建築関連団体との啓発活動
④ 市のHP活用による啓発

【公共建築物】

国が定めた目標年次である平成27年度までに用途別の公共施設管理計画を早期に策定し、優先度の高い公共施設から計画的に耐震改修を実施し、公共建築物の耐震化率の向上を目指す。

⑵　耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

国・府による耐震改修補助制度は、30戸／1haの密集市街地要件が必要とされているが、京丹後市は町村合併したところであり、既成市街地が広域的になったことから、特に避難・緊急輸送道路閉塞・消火活動の支障をきたす既成市街地については、耐震改修工事を計画する市民に対して積極的に助成支援を行なう。

①住宅の耐震化の支援策一覧

年度	支援要綱	主な内容	備考
2006(H18)	京丹後市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱	市が耐震診断士を派遣（自己負担 2,000 円）	国　1/2　府　1/4 市　1/4
	京丹後市共同住宅耐震診断費補助金交付要綱	共同住宅の耐震診断費に対して補助	国　1/3　府　1/6 市　1/6 施行者　1/3
2007(H19)	京丹後市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（予定）	木造住宅の耐震改修費に対して補助	府　2/6　市　1/6 施行者 3/6※耐震改修費の 1/2 上限 60 万円

②特定建築物の耐震化の支援策

〔耐震化を促進する上で考慮すべき優先順位〕

	京丹後市
1. 防災拠点として使用する特定建築物	京丹後市の地震時の避難所の指定は、一部旧耐震の特定建築物であるため、これらの建築物は優先的に耐震診断・耐震改修を行う。
2. 緊急輸送道路沿道を閉塞する可能性があり、避難・物資供給に支障を及ぼす建築物	①京都府と協力し緊急輸送道路沿道の特定建築物の詳細調査を行い、現況及び危険度の把握・整理を行なう。 また、緊急輸送道路閉塞対策重点地区について検討を行い、その地区が耐震診断・耐震改修を進められるよう協力を行なう。 ②道路閉塞状況の詳細予測を行なう。 ③道路閉塞対策課題の抽出と支援の検討を行なう。
3. 密集市街地内及び避難路を閉塞する可能性がある特定建築物	密集市街地内及び避難路を閉塞する可能性がある特定建築物の現況及び危険度の把握・整理を行なう。

③京都府の耐震化の支援策

京都府の耐震改修工事が対象となる融資

◇21世紀住宅リフォーム資金融資【安全安心型】

融資額　　350 万円

償還期間・利率形式　10年以内固定金利

④緊急輸送道路網図等

本市地域防災計画緊急輸送道路網図は下記のとおり。

〔平成 18 年 2 月策定の京丹後市地域防災計画　緊急輸送道路網図〕

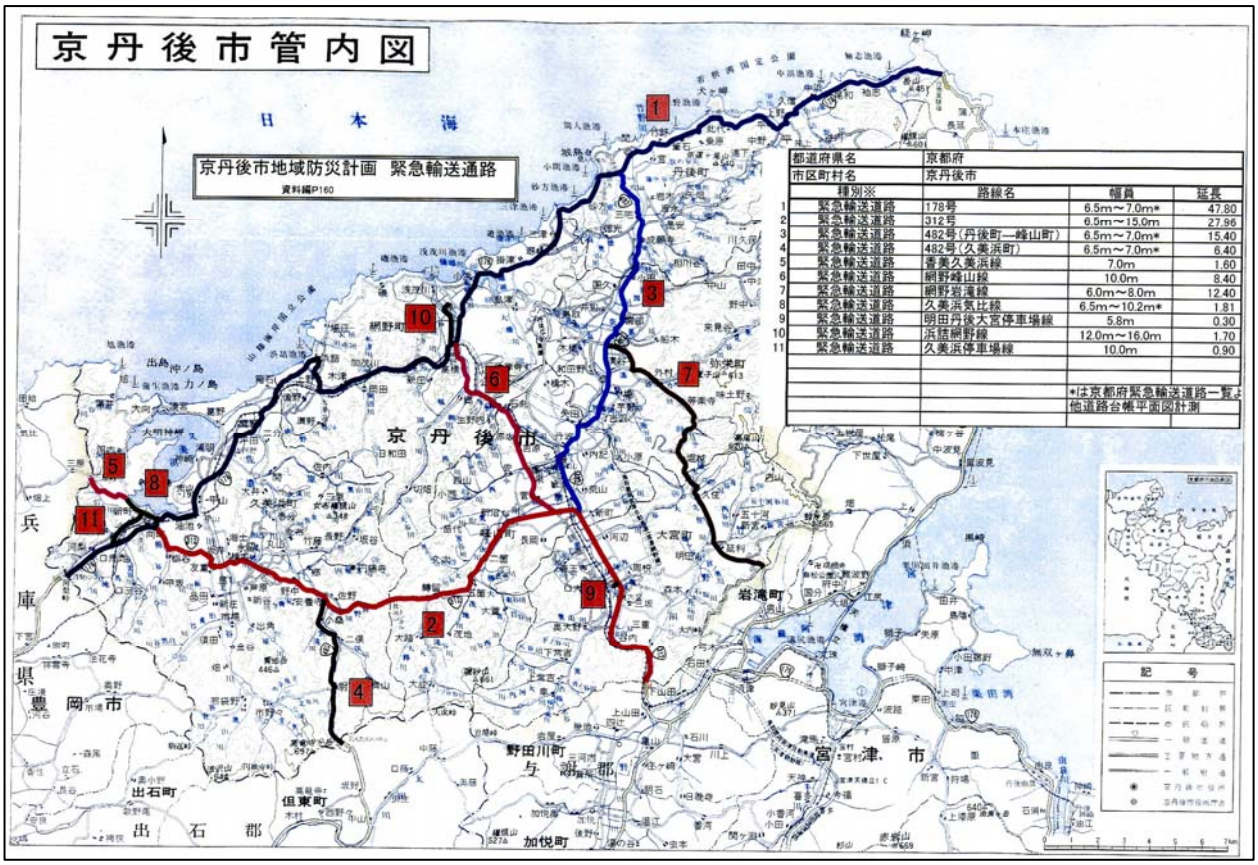

本市の幅員が１５m以上の道路網図は下記のとおり。

〔広幅員道路（W＞15.0m）〕

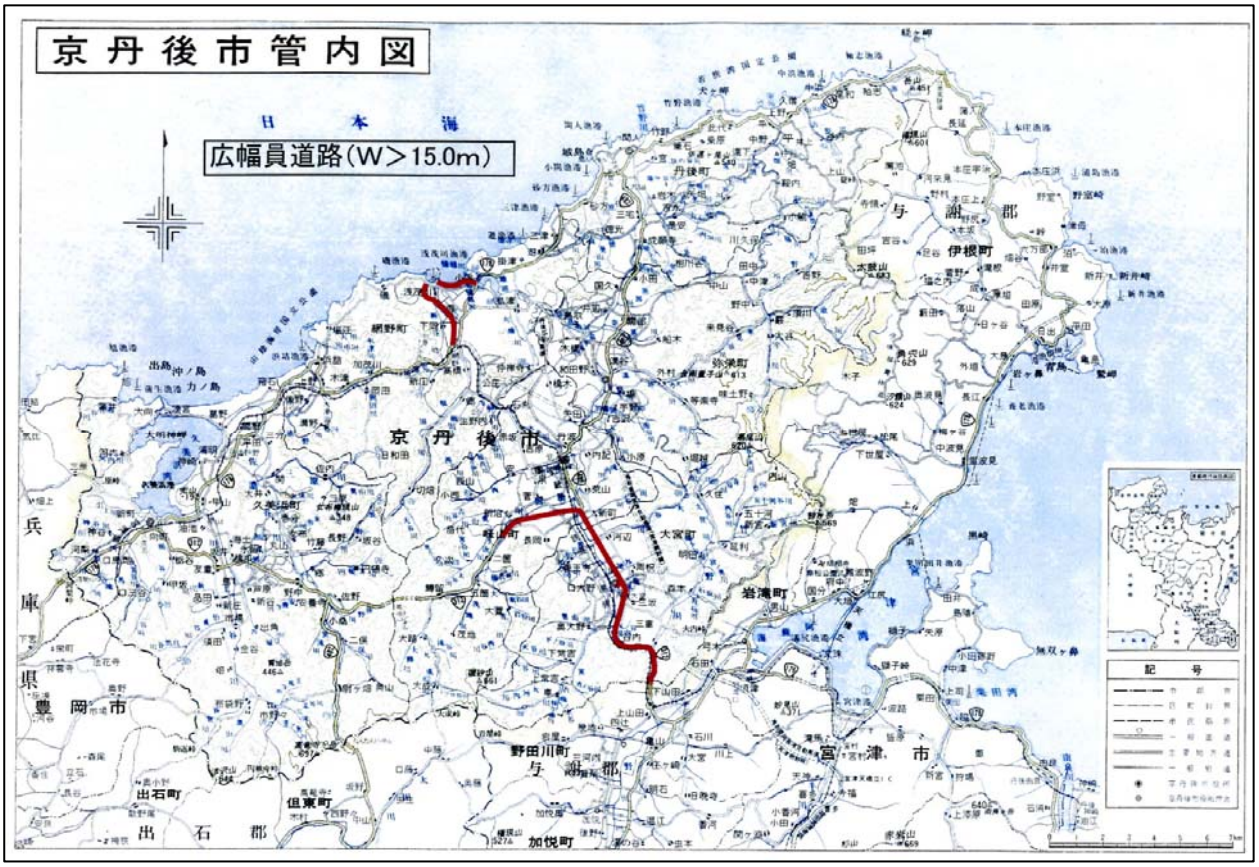

京都府が定める丹後広域ネットワーク図は下記のとおり

〔丹後広域ネットワーク図（平成 19 年 3 月京都府作成)〕

⑶　安心して耐震改修を行うことができる環境整備の取組

京丹後市内で耐震化が必要な住宅や特定建築物の所有者等が、安心して耐震改修に取組むために、下記の3項目を重点的に取組む。

① 耐震診断・耐震改修の設計や施工ができる地元在住の専門家の育成を行う。
② 希望する診断士の耐震診断・耐震改修の実績等を積極的に開示し、市民が閲覧しやすい環境をつくることで、耐震改修を促進させる。
③ 建築士会・建築設計事務所協会等の関係各種団体と協力して耐震改修相談会を行い、市民が安心して住宅の建設や耐震改修工事が実施できようにする。

⑷　耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組

京丹後市内で耐震化が必要な住宅や特定建築物の所有者等が、耐震化の必要性に対する知識や認識を深め、耐震化に取り組もうとする意識啓発を図るため、本市は京都府と協働で、下記の2項目を重点的に取組む。

①京丹後市地震ハザードマップの作成・公表

1、京丹後市地震ハザードマップの作成及び各戸配布

2、市のホームページへの掲載

※地震ハザードマップとは、市内に影響を及ぼすと考えられる、地域ごとの揺れをきめ細かく表した「地震マップ」で避難場所や地震が発生したときの注意点や避難の心得、持ち出し品などを記載したマップで、既に本市では京丹後市防災マップと称して、土砂災害や浸水災害時のハザードマップの各戸配布を完了している。

②耐震教育等

1、市内の自治区の集会等で希望される地区に「耐震出前講座」を実施する。

2、小中学校で耐震授業を実施し、地震被害の恐ろしさや地震が起きたらどうすればよい

かなどを学習させる。

3、住宅相談体制の整備及び情報提供を充実させる。

4、耐震診断・耐震改修等のパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会を開催する。

5、リフォームにあわせた耐震改修を誘導する。

6、各種関係団体と連携した耐震改修相談会を行なう。

⑸　地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、京丹後市民の震災時の総合的な安全確保に向けて、本市が京都府と協働で行う取り組みは、下記の5項目を重点的に取組む。

①屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策
②ブロック塀の安全対策
③建築物の不燃化の促進
④宅地の耐震化のための、被災宅地危険度判定士の養成促進
⑤屋内の安全対策についての情報提供
　家具等の固定・家具扉の固定・火災の予防措置等